

松 島 町 長 殿

相 続 人 代 表 者 届

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書を受領する
代表者として、関係者協議のうえ下記のとおり指定しましたので地方税法第9条の2第1
項の規定により届出します。

被 相 続 人	死 亡 時 の 住 所		通 知 書 番 号
	フ リ ガ ナ		死 亡 年 月 日
	氏 名		年 月 日

相 続 人	氏 名	住 所	被 相 続 人 と の 続 柄	相 続 分 割 合

相 続 人 代 表 者	住 所		被 相 続 人 と の 続 柄	
	フ リ ガ ナ		電 話 番 号	
	氏 名		- -	

【職員確認(周知) 欄】

- ☐ 納付方法（納付書・納税組合・口座）
- ※ 口座停止（済）→特別滞納整理室確認 ☐
- ☐ 納税組合の継続有無（継続・脱退）
- ☐ 相続人代表者該当有無（有・無）
- ☐ 固定資産共有名義人有無（有・無）

※システム入力確認（メモ）欄

法定相続人

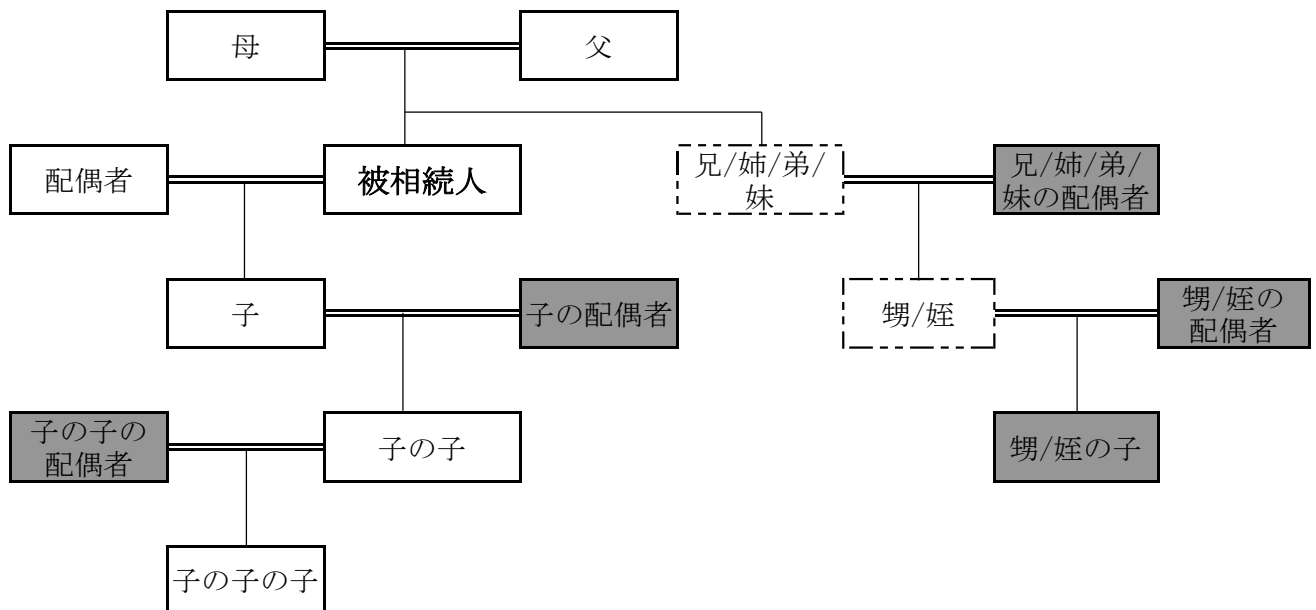
※ に該当する方は相続人になり得ません。

(ただし、養子縁組をされている場合は実子と同様の取り扱いとなり、相続人となり得ます。)

※ 内縁関係の場合は、原則として相続人になり得ません。

※ 兄/姉/弟/妹については、子及び直系尊族がない場合に相続人になり得ます。

※ 子の子/子の子の子/甥/姪については、代襲相続があった場合(相続人も死亡している場合)にのみ相続人となり得ます。



- ・相続は被相続人がお亡くなりになったことを知った日から3ヶ月経過すると、相続の単純承認となります。単純承認はその後には相続を放棄することができなくなります。
- ・相続放棄の方法等に関する問合せは、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所になりますのでご了承ください。
- ・相続放棄をされる場合は「相続人代表者届」は提出せず、その旨を下記までご連絡お願いいたします。

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1
松島町財務課税務班
電話 022-354-5703